

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	喜多方市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.kitakata.fukushima.jp/life/1/2/17/

執行機関名 喜多方市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		喜多方市個人番号の利用に関する条例別表 第5の項 子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法（昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号）	喜多方市子ども医療費の助成に関する規則第1条、第3条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この規則は、子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病又は負傷の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、もって子どもを安心して産み育てられる環境づくり及び子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。 第3条 この規則により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する子どもの保護者（子どもに保護者がない場合にあっては、当該子ども）とする。ただし、当該子どもが生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている場合は、この限りでない。
⑦独自利用事務の関連規範		喜多方市子ども医療費の助成に関する規則（平成28年1月1日施行）